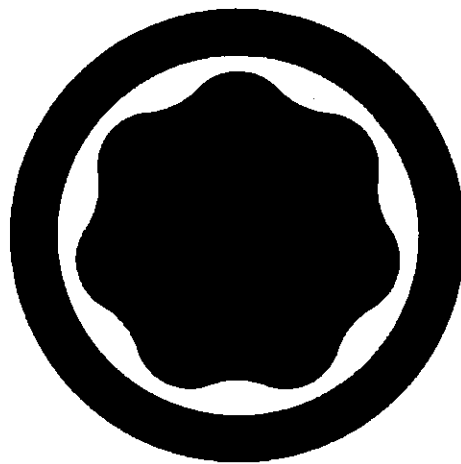


平成29年度

大学共同利用機関法人人間文化研究機構
国立民族学博物館共同研究募集要項



申請にあたっては、共同研究（一般）と共同研究（若手）のどちらかを
選択して申請してください。重複申請することはできません。

■ 目次

I. 共同研究（一般）

1. 共同研究（一般）の課題区分	3
2. 共同研究（一般）の構成	3
3. 共同研究会の開催場所	3
4. 共同研究（一般）の期間	3
5. 応募資格	4
6. 募集件数	4
7. 申請方法等	4
8. 採否	4
9. 経費	5
10. 研究成果の公開	5

II. 共同研究（若手）

1. 共同研究（若手）の課題区分	6
2. 共同研究（若手）の構成	6
3. 共同研究会の開催場所	6
4. 共同研究（若手）の期間	6
5. 応募資格	6
6. 募集件数	6
7. 申請方法等	6
8. 採否	7
9. 経費	7
10. 研究成果の公開	7

■ 目的

国立民族学博物館は、創設以来今日に至るまで、大学共同利用機関として、我が国の学術研究の総合的推進を目指し、文化人類学・民族学及び関連諸科学の発展に貢献する高度なレベルの共同研究を推進してきました。

近年、本館に対して、文化人類学・民族学及び関連諸分野を含む新しい研究の創出、一般社会から寄せられる期待への積極的対応が求められています。そのような多様な研究の推進をめざして共同研究を募集します。共同研究には一般と若手のふたつの区分を設けており、共同研究（若手）は、若手研究者を育成・支援することを目的としています。

I. 共同研究（一般）

1. 共同研究（一般）の課題区分

共同研究（一般）の課題区分は、次のとおりです。

課題 1. 文化人類学・民族学及び関連諸分野を含む幅広い研究。基礎研究や萌芽的研究も含まれます。

課題 2. 本館の所蔵する資料（標本資料、文献資料、映像音響資料等）に関する研究

2. 共同研究（一般）の構成

共同研究（一般）には、日本国内に在住する研究者（10～15名程度）が参加できます。

現在所属を有さない者（非常勤として勤務している者を除く。）及び研究職としての身分を有さない者については、略歴及び共同研究における役割についての説明書（様式任意）を添付してください。また、各共同研究構成員の共同研究への参加の可否については、申請前に申請者からあらかじめ内諾を取ってください。

研究代表者は、共同研究の推進を図り、研究計画の立案、参加者の選定、共同研究会の主宰、研究成果の取りまとめを行います。

なお、共同研究が採択されたときは、本館の専任教員もしくは機関研究員がその運営を支援します（申請時に本館の専任教員もしくは機関研究員が含まれている必要はありません。）。

特に必要があると認められた研究者については、共同研究会に特別講師として参加することができます。また、研究代表者に参加を許可された者については、特別聴講者として共同研究会に参加できます。

※特別講師には旅費が支給されますが、共同研究会を館外で開催する場合には旅費を支給できません。また特別聴講者には旅費の支給はありません。

3. 共同研究会の開催場所

共同研究会は原則として本館で開催することとします。ただし、研究上必要と認められる場合は、理由書を提出し、妥当と認められれば、本館以外（国内に限る。）で開催することも可能です。ただし、本館以外での開催の回数は原則として1年度あたり1回限りとします。また、共同研究会を公開で開催される場合は館長に事前に届け出てください。

なお、従来の共同研究では、1年度あたり3～6回程度の共同研究会が開催されています。

4. 共同研究（一般）の期間

研究期間は初年度を10月スタートとし、研究成果公開準備を含め3年半以内とします。延長は認められません。なお、3年半計画の場合、最終年度の研究会開催回数は3回まで、前年度実績の2分の1以内の予算規模で行っていただきます。

5. 応募資格

研究代表者が、代表して応募することとします。研究代表者は、大学その他の研究機関の専任の教授、准教授、講師、助教、助手、または、これと同等の研究能力があると館長が認めた者（ただし、本館以外の人間文化研究機構内の機関に専任教員として所属する者を除く。）です。長期海外出張等により実質上共同研究会の運営ができないことが見込まれる場合は、応募できません。

申請者が過去に共同研究の代表者であった場合には、研究成果が公開されていることを、申請の条件とします。

6. 募集件数

当該年度につき 5～10 件程度とします。

7. 申請方法等（共同研究（若手）と重複申請することはできません）

(1) 申請手続き

- ① 申請は、所定の様式による申請書を提出してください。所属を有する常勤研究者においては、所属機関の部局長の承認を得てください。
- ② 申請書の作成にあたっては、記入要領を参照してください。
- ③ 応募の際には、共同研究（一般）に参加される共同研究構成員の名簿を添えてください。

(2) 応募書類及び申請期限と申請方法

- ① 応募書類は、次のとおりです（応募書類は、国立民族学博物館ホームページからダウンロードできます。）。

ア 平成 29 年度国立民族学博物館共同研究（一般）計画申請書（様式 1-1（公募用））または平成 29 年度共同研究（一般）申請書（様式 1-2（館内用）） 1 部

イ 研究業績書（様式 5） 1 部

ウ 現在所属を有さず（非常勤として勤務しているものを除く。）及び研究職として身分を有さない共同研究構成員の略歴及び共同研究における役割についての説明書（様式任意） 1 部

② 申請期限と申請方法

応募書類は、平成 29 年 4 月 14 日（金）までに必着するように、メール添付（下記電子メールアドレス）にて提出してください。また、所属機関の部局長の承認を得た承諾書（申請書 1 ページ目、原紙）は下記提出先へ郵送にて提出してください。なお、提出のあった応募書類は、原則として返却しません。

※ただし、本館の教員（客員教員及び特別客員教員を含む）及び本館の機関研究員においては、応募書類の研究業績書（様式 5）及び所属機関の部局長の承認を得た承諾書（申請書 1 ページ目、原紙）は提出の必要はありません。

(3) 提出先

住 所：565-8511 大阪府吹田市千里万博公園 10 番 1 号

機関名：国立民族学博物館 管理部研究協力課 共同利用係

TEL 06-6878-8361、8364

FAX 06-6878-8479

電子メール kyodo@idc.minpaku.ac.jp

ウェブページ URL

<http://www.minpaku.ac.jp/research/activity/project>

※申請書の作成にあたって不明な点がありましたら、書面または FAX により照会してください。

8. 採否

- (1) 採否は、本館の共同利用委員会及び運営会議を経て、館長が決定し、平成 29 年 7 月末までに、その結果を館長から申請者及び所属長宛に通知します。

なお、審査の過程におきまして、平成 29 年 6 月下旬開催予定（日程が決定次第、本館ウェブサ

イトで掲載します。)のプレゼンテーションへの出席を依頼する場合があります。プレゼンテーションに係る旅費は支給されません。

(2) 採否の判定は、共同研究(一般)の審査基準(別紙)により行います。

9. 経費

研究代表者、共同研究員及び特別講師には、共同研究会の開催に要する交通費、日当、宿泊料が支給されます。また、必要に応じて、会場使用料(本館以外で開催の場合)を支給いたします。

※経費には、データベース化、デジタル化のための謝金及び調査のための経費は含まれておりません。

10. 研究成果の公開

(1) 研究代表者の義務

研究代表者は、下記について実施する義務があります。

ア 共同研究年次報告書(様式3)の提出(各年度末)

イ 共同研究実績報告書(様式4)の提出及び共同研究成果報告会での発表(研究終了時)

ウ 『民博通信』での研究内容の紹介、進捗状況の報告(原則、毎年)

エ 研究成果を取りまとめ刊行または発表(原則として研究終了後2年以内)

※なお、公開に際しては、本館共同研究の成果であることを明示し、当該刊行物や関連資料を国立民族学博物館管理部研究協力課共同利用係へ2部送付してください。

(2) 研究成果の内容

研究成果とは以下のものを指します。

ア 『国立民族学博物館論集』(館外の研究代表者が編者となることも可)、あるいは Senri Ethnological Studies (SES)で刊行される論文集(本館専任教員との共編著可)

イ 出版社等から刊行される論文集(ただし、本館からの刊行助成による外部出版については、本館専任教員の編著又は本館専任教員との共編著に限る。)

ウ 特別展示、企画展示で刊行された論文集に相当する図録

エ 公開のシンポジウム、フォーラム、ワークショップ、学会分科会などの研究集会で刊行された、Proceedings か論文集

オ 代表者及びその他構成員が『国立民族学博物館研究報告』または学会誌(電子ジャーナルを含む)などに投稿した個別の論文

カ 特許

※特別展示、企画展示、ホームページ、データベース、資料集等は、研究成果の一部として認められますが、別に最終的な論文集等の出版が求められます。また、書評等、研究について、学会や社会から評価された資料を併せて提出してください。

※研究終了後、2年を経過した段階で、研究成果の公開状況について、調査を行います。

II. 共同研究（若手）

1. 共同研究（若手）の課題区分

共同研究（若手）の課題区分は、次のとおりです。

課題 1. 文化人類学・民族学及び関連諸分野を含む幅広い研究。基礎研究や萌芽的研究も含まれます。

課題 2. 本館の所蔵する資料（標本資料、文献資料、映像音響資料等）に関する研究

2. 共同研究（若手）の構成

現在所属を有さない者（非常勤として勤務している者を除く。）及び研究職としての身分を有さない者については、略歴及び共同研究における役割についての説明書（様式任意）を添付してください。また、各共同研究構成員の共同研究への参加の可否については、申請前に申請者からあらかじめ内諾を取ってください。

研究代表者は、共同研究の推進を図り、研究計画の立案、共同研究構成員の選定、共同研究会の主宰、研究成果の取りまとめを行います。

特に必要があると認められた日本国内に在住する研究者については、共同研究会に特別講師として参加することができます。また研究代表者に参加を許可された者については、特別聴講者として共同研究会に参加できます。

※特別講師には旅費が支給されますが、特別聴講者には旅費の支給はありません。

3. 共同研究会の開催場所

共同研究会は本館で開催することとし、館外での開催は認められません。また、共同研究会を公開で開催される場合は館長に事前に届け出てください。

4. 共同研究（若手）の期間

研究期間は初年度を10月スタートとし、研究成果公開準備を含め2年半以内とします。延長は認められません。

5. 応募資格

研究代表者が、代表して応募することとします。研究代表者は、申請時39歳以下の研究者で、共同研究を遅滞なく遂行する能力をもつものとします。研究代表者以外の共同研究構成員の条件については、特に定めませんが、その趣旨に添い、基本的には研究代表者と同様の年齢層の若手研究者等で構成されるものとします。長期海外出張等により実質上共同研究会の運営ができないことが見込まれる場合は、応募できません。また、本館以外の人間文化研究機構内の機関に専任教員として所属する者は応募することはできません。

一度、本館の共同研究（若手）に採択され実施した者は、再度、共同研究（若手）では応募できません。

6. 募集件数

当該年度につき3件程度とし、1件について年額70万円を上限規模とします（ただし、初年度は、年額の半分程度とします。）。

7. 申請方法等（共同研究（一般）と重複申請することはできません）

(1) 申請手続き

① 申請は、所定の様式による申請書を提出してください。所属を有する常勤研究者においては、所属機関の部局長の承認を得てください。

② 申請書の作成にあたっては、記入要領を参照してください。

- ③ 応募の際には、共同研究（若手）に参加される研究者の名簿を添えてください。
- (2) 応募書類及び申請期限と申請方法

① 応募書類は、次のとおりです（応募書類は、国立民族学博物館ホームページからダウンロードできます。）。

ア 平成 29 年度国立民族学博物館共同研究（若手）計画申請書（様式 1－3） 1 部

イ 研究業績書（様式 5） 1 部

ウ 現在所属を有さず（非常勤として勤務しているものを除く。）及び研究職として身分を有さない共同研究構成員の略歴及び研究会における役割についての説明書（様式任意） 1 部

② 申請期限と申請方法

応募書類は、平成 29 年 4 月 14 日（金）までに必着するようにメール添付（下記電子メールアドレス）にて提出してください。また、所属機関の部局長の承認を得た承諾書（申請書 1 ページ目、原紙）は下記提出先へ郵送にて提出してください。なお、提出のあった応募書類は、原則として返却しません。

※ただし、本館の教員（客員教員及び特別客員教員を含む）及び本館の機関研究員においては、応募書類の研究業績書（様式 5）及び所属機関の部局長の承認を得た承諾書（申請書 1 ページ目、原紙）は提出の必要はありません。

(3) 提出先

住 所：565-8511 大阪府吹田市千里万博公園 10 番 1 号

機関名：国立民族学博物館 管理部研究協力課 共同利用係

TEL 06-6878-8361、8364

FAX 06-6878-8479

電子メール kyodo@idc.minpaku.ac.jp

ウェブページ URL

<http://www.minpaku.ac.jp/research/activity/project>

※申請書の作成にあたって不明な点がありましたら、書面または FAX により照会してください。

8. 採否

(1) 採否は、本館の共同利用委員会及び運営会議を経て、館長が決定し、平成 29 年 7 月末までに、その結果を館長から申請者及び所属長宛に通知します。

なお、審査の過程におきまして、平成 29 年 6 月下旬開催予定（日程が決定次第、本館ウェブサイトに掲載します。）のプレゼンテーションへの出席を依頼する場合があります。プレゼンテーションに係る旅費は支給されません。

(2) 採否の判定は、共同研究（若手）の審査基準（別紙）により行います。

9. 経費

研究代表者、共同研究員及び特別講師には、共同研究会の開催に要する交通費、日当、宿泊料が支給されます。

※経費には、データベース化、デジタル化のための謝金及び調査のための経費は含まれておりません。

10. 研究成果の公開

研究代表者は、下記について実施する義務があります。

ア 共同研究年次報告書（様式 3）の提出（各年度末）

イ 共同研究実績報告書（様式 4）の提出及び共同研究成果報告会での発表（研究終了時）

ウ 『民博通信』での研究内容の紹介、進捗状況の報告（原則、毎年）

エ 『国立民族学博物館研究報告』へ論文または研究ノートとして投稿（共同研究終了後 2 年以内）

※共同研究成果を論文集などで公開する予定がある場合には、『国立民族学博物館論集』、そ

の他の媒体による研究成果の公開については、共同研究（一般）に準じます。

※研究成果を公開した場合は、本館共同研究会の成果であることを明示し、当該刊行物や関連資料を国立民族学博物館管理部研究協力課共同利用係へ2部送付してください。

共同研究（一般）の審査基準

(1) 研究課題の学術的重要性

これまでの研究経緯や目的などに関する記載から、学術的重要性を判断する。

評価区分

4. 優れている 3. 良好である 2. やや劣っている 1. 劣っている

(2) 研究組織の妥当性

メンバー構成や各自の役割分担などに関する記載から、研究組織の妥当性を判断する。

評価区分

4. 優れている 3. 良好である 2. やや劣っている 1. 劣っている

(3) 研究計画の妥当性

開催日程や開催方法（公開、非公開等）などに関する記載から、研究計画の妥当性を判断する。

評価区分

4. 優れている 3. 良好である 2. やや劣っている 1. 劣っている

(4) 研究課題の独創性

期待される成果などに関する記載から、研究課題の独創性や革新性を判断する。

評価区分

4. 優れている 3. 良好である 2. やや劣っている 1. 劣っている

(5) 研究課題の発展性

期待される成果などに関する記載から、研究課題の発展性を判断する。

評価区分

4. 優れている 3. 良好である 2. やや劣っている 1. 劣っている

平成 29 年度国立民族学博物館共同研究（一般）計画申請書記入要領（公募用）

共同研究（一般）を申請する者が共同研究（若手）に重複して申請することはできません。

【研究課題】

- ・研究期間が 3 年半以内であることを踏まえて記入してください。

【共同研究構成員】

- ・大学院博士後期課程に在籍する学生も参加できます。
- ・本館の客員教員、特別客員教員および総研大・文化科学研究科の地域文化学専攻・比較文化学専攻在学学生は本館の教員に、本館外来研究員および総研大の上記以外の専攻在学学生は本館以外の研究者に区別してください。
- ・本館の共同研究に参加できる数は、館外の研究者（本館外来研究員を含む。）は 2 つ以内、館内の教員（本館客員教員及び特別客員教員、機関研究員を含む。）は 5 つ以内です。

【開催回数】

- ・初年度は 10 月スタートであることを考慮してください。

【承諾書】

- ・所属を有する常勤研究者においては、所属機関の部局長の承認を得たうえ申請してください。機関に所属されていない方は、承諾書欄の記入は不要です。
- ・所属機関の部局長の承認を得た承諾書（原紙）は期日までに郵送にて提出してください。

【研究組織】

- ・共同研究に参加される本館以外の研究者については、平成 29 年 4 月 1 日現在の所属機関・学部等名、職名および共同研究への参画の意思を本人に確認のうえ記入してください。所属等の変更予定のある場合は、（〇〇年〇月異動予定）と付記してください。
- ・専任の所属機関住所の記入がある場合は、自宅住所の記入は任意とします。